

法科大学院評価基準新旧比較表

2006年1月24日
日弁連法務研究財団

現行		改定案		理由
第1分野 法科大学院の運営と自己改革		運営と自己改革		
1-1 基本方針の設定と周知徹底		法曹像の周知		
1-1-1	適切な基本方針が明確に設定された上で関係者等に周知徹底され、実践されていること。(多) (注)①「基本方針」とは、その法科大学院が「 <u>どういう法曹を養成しようとしているのか</u> 」及び「 <u>そのためにどういう教育を実施するのか</u> 」ということを法科大学院全体の運営方針としてとりまとめたものをいう。	1-1-1	養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること。(多) 削除	1. 明確化。(注)は本文に解消。2. 重複の解消。「実践」は全評価基準に関係するので外した。
1-2 自己改革への取り組み		自己改革		
1-2-1	自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。(多) (注)①「自己改革」とは、当該法科大学院でなす法曹養成教育の内容や方法を不断に見直し、教育効果の検証等を反映させて、その法科大学院の使命のより効果的な達成に向け教育研究活動等を改善していくことをいう。	1-2-1	自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され、 <u>適切に実施されていること。(多)</u> (注)①「自己改革」とは、当該法科大学院でなす法曹養成教育の内容等を不断に見直し、教育効果の検証等を反映させて、その法科大学院の使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。 <u>自己点検評価活動(学校教育法第69条の3第1項)は本評価基準の評価対象とする。また、教育内容・方法の改善に向けた組織的活動の内容は評価基準4-1-1の評価対象とする。</u>	明確化。 明確化。現行1-2-2は、内容が重複するため1-2-1に統合する。また、教育内容・方法の改善に向けた取り組みの内容は4-1-1で評価することを示し、1-2-1ではそれ以外を中心に評価することを明確にした。
1-2-2	自己点検・評価活動が適切に実施され、教育改善に向け有効に機能していること。(多)		削除	重複の解消。1-2-1に統合。
1-3 情報公開		情報公開		
1-3-1	教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案を受ける体制を備えていること。(多) (注)①「教育活動等に関する情報」とは、基本方針、入学者選抜の基準・方法、教員や職員の体制、カリキュラム、シラバス、教え方、学生(在籍者数、収容定員等)、奨学金等の学生支援体制、施設や設備環境、成績評価や修了認定の基準や判定手続、自己改革の取り組み等、法科大学院の教育研究活動の改善に向けて必要十分な情報、また入学志望者や修了生の就職先等、社会がその法科大学院を評価するために必要・有益とされるであろう十分な情報をいう。	1-3-1	教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に <u>適切に対応していること。(多)</u> (注)①「教育活動等に関する情報」とは、基本方針、入学者選抜の基準・方法、教員や職員の体制、カリキュラム、シラバス、教え方、学生(在籍者数、収容定員等)、奨学金等の学生支援体制、施設や設備環境、成績評価や修了認定の基準や判定手続、自己改革の取り組み等、法科大学院の教育研究活動の改善に向けて必要十分な情報、また入学志望者や修了生の就職先等、社会がその法科大学院を評価するために必要・有益とされるであろう十分な情報をいう。 ②「 <u>学内外からの評価や改善提案に適切に対応している</u> 」とは、 <u>公開された情報や情報公開の範囲・方法についての質問、意見、要望、改善提案等、法科大学院として適切に対応していること</u> をいう。	明確化。体制のみならず、適切に対応できていることを評価する。 明確化。同上。

現行		改定案		理由
1-4	管理運営	1-4-1	管理運営	
1-4-1	法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。(合)	1-4-1	法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。(合)	
1-4-2	法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。(多)	1-4-2	法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。(合)	約束が遵守されているかどうかは合否判定で十分と考えられる。
1-5	特徴の追求	1-5-1	特徴の追求	
1-5-1	特徴を追求する取り組みが適切になされていること。(多)	1-5-1	特徴を追求する取り組みが適切になされていること。(多)	
第2分野 入学者選抜				
2-1	入学者選抜	2-1	入学者選抜	
2-1-1	適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていること。(多) (注)①「適切な選抜基準及び選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正な選抜基準及び選抜手続をいう。公正とは、法曹養成と合理的関係の無いこと(寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学出身であること等)を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。	2-1-1	適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていること。(多) (注)①「適切な選抜基準及び選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正な選抜基準及び選抜手続をいう。公正とは、法曹養成と合理的関係の無いこと(寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学出身であること等)を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。	
2-1-2	入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って実施されていること。(合)	2-1-2	入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施されていること。(合)	明確化。「基準及び手続きに従って実施されていること」を、形式的側面のみならず実質的側面も考慮して判定する趣旨を明確にした。(例:試験問題が不適切な場合は不適合とする)
2-2	既修者認定	2-2	既修者認定	
2-2-1	適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続、及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開されていること。(多) (注)①「適切な法学既修者の選抜基準」とは、既修単位認定を行う全科目につき、当該法科大学院で履修し単位認定をする場合と同程度以上の能力のあることを認定するという目的に照らして、単位認定の基準及び方法に合理性が認められ、かつ公平・公正な基準であること、及び関係法令に適合した基準であることをいう。	2-2-1	適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が、明確に規定され、適切に公開されていること。(多) (注)①「適切な法学既修者の選抜基準」とは、既修単位認定を行う全科目につき、当該法科大学院で履修し単位認定をする場合と同程度以上の能力のあることを認定するという目的に照らして、単位認定の基準及び方法に合理性が認められ、かつ公平・公正な基準であること、及び関係法令に適合した基準であることをいう。	
2-2-2	法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って実施されていること。(合)	2-2-2	法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って適切に実施されていること。(合)	明確化。「基準及び手続きに従って実施されていること」を、形式的側面のみならず実質的側面も考慮して判定する趣旨を明確にした。(例:試験問題が不適切な場合は不適合とする)

現行		改定案		理由
2-3	多様性・開放性	多様性		
2-3-1	<p>入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。(合)</p> <p>(注)①「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、原則として最終学歴卒業後3年を経過したものをいう。</p>	2-3-1	<p>入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。(合)</p> <p>(注)①「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、原則として最終学歴卒業後3年を経過したものをいう。</p>	
2-3-2	<p>2-3-1の外、入学者の多様性確保及び入学志望者に対する障害を除去するために適切な努力をしていること。(多)</p> <p>①「適切な努力」とは、法曹の資質や能力と関係のない事柄に基づき門戸を狭めることがないように注意すること、及び身体的障害を持つ者や経済的困窮者等が入学を躊躇うことのないように策を講じることをいう。</p>	-	<p>削除</p> <p>削除</p>	<p>重複の解消。入学後の学生の支援体制(8-1-1)の内容と重複するため、8-1-1に統合した。</p> <p>同上</p>
第3分野 教育体制				
3-1	教員の体制	教員体制		
3-1-1	<p>法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。(合)</p> <p>(注)①「各分野毎の専任教員の必要数」は、(i)入学定員が100人以下の法科大学院では、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の各科目につき1人、(ii)入学定員が101人以上200人未満の法科大学院では、民法に関する分野を含む少なくとも3分野については2人以上、(iii)入学定員が200人以上の法科大学院では、公法系4人、刑事系4人、民法に関する分野4人、商法に関する分野2人、民事訴訟法に関する分野2人である。</p>	3-1-1	<p>専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。(合)</p> <p>①「学生」数とは、収容定員(入学定員を3倍した数)をいう。</p>	<p>現行3-1-3の順番を繰り上げた。専任教員数充足は可否判定で十分と考えた。</p> <p>同上</p>
3-1-2	<p>5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。(合)</p> <p>(注)①「5年以上の実務経験」とは、いわゆる法曹三者としての職務経験の他、企業や公共団体等の法務担当部門等で法律(日本法に限らない)の解釈・適用に関する業務を執り行っていた経験をいう。</p>	3-1-2	<p>法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。(合)</p> <p>(注)①「各分野毎の専任教員の必要数」は、(i)入学定員が100人以下の法科大学院では、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の各科目につき1人、(ii)入学定員が101人以上200人未満の法科大学院では、民法に関する分野を含む少なくとも3分野については2人以上、(iii)入学定員が200人以上の法科大学院では、公法系4人、刑事系4人、民法に関する分野4人、商法に関する分野2人、民事訴訟法に関する分野2人である。</p>	<p>現行3-1-1の順番を繰り下げた。</p>

現行		改定案		理由
	②「2割以上」とは、専任教員全体の数に対する「5年以上の実務経験を有する専任教員」の割合が2割以上であることをいう。			
3-1-3	専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。(多) (注)①「学生」数とは、収容定員(入学定員を3倍した数)をいう。	3-1-3	5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。(合) (注)①「5年以上の実務経験」とは、いわゆる法曹三者としての職務経験の他、企業や公共団体等の法務担当部門等で法律(日本法に限らない)の解釈・適用に関する業務を執り行っていた経験をいう。 ②「2割以上」とは、法令上必要とされる専任教員の数に対する「5年以上の実務経験を有する専任教員」の割合が2割以上であることをいう。	現行3-1-2の順番を繰り下げた。 専任教員の人数を増やす足枷となる可能性あり、法令に近づける形で緩和した。
3-1-4	専任教員の半数以上は教授であること。(合)	3-1-4	専任教員の半数以上は教授であること。(合)	
3-1-5	教員の年齢及びジェンダーに配慮がなされていること。(多)	3-1-5	教員の年齢構成に配慮がなされていること。(多)	細分化。年齢構成とジェンダー構成を分離。
		3-1-6	教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。(多)	細分化。年齢構成とジェンダー構成を分離。
3-2	教員サポート体制		教員支援体制	
3-2-1	教員の担当する授業時間数が十分な準備をすることができるものであること。(多)	3-2-1	教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。(多)	明確化。
3-2-2	教員の授業やその準備等を支援する仕組み・体制が用意されていること。(多)	3-2-2	教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。(多)	明確化。
3-2-3	教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がされていること。(多)	3-2-3	教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がされていること。(多)	
第4分野	教育内容・教育方法の改善への組織的取り組み		教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	
4-1	教育内容・教育方法の向上に向けての組織的取り組み		教育内容・教育方法の向上に向けた組織的取り組み	
4-1-1	教員に教育内容や教育方法を改善するための研修機会や内部研鑽の機会等が適切に用意され、実施されていること。(多)	4-1-1	教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。(多)	明確化。より包括的な表現とした。
4-1-2	教育内容や教育方法を学生が評価し教員に通知する仕組みが制度上用意され実施されていること。(多)	4-1-2	教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。(多)	明確化。改善への活用が重要であることを明確にした。

現行		改定案		理由
第5分野 カリキュラム				
5-1	科目構成・履修単位	5-1	科目構成	
5-1-1	法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって授業科目が体系的かつ適切に開設されており、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。 (多) (注)①「学生の履修が過度に偏ることのないように配慮する」とは、必修や選択必修の構成、開設科目のこま組みや履修指導等で、バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。具体的には、修了までに「法律実務基礎科目のみで6単位以上」、「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」、かつ「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」が履修されるように、カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。	5-1-1	授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。 (多) (注)①「学生の履修が過度に偏ることのないように配慮する」とは、必修や選択必修の構成、開設科目のこま組みや履修指導等で、バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。具体的には、修了までに「法律実務基礎科目のみで6単位以上」、「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」、かつ「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」が履修されるように、カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。	細分化。現行5-1-1の後半部分。カリキュラムの「履修バランス」を中心に評価する。
		5-1-2	授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。(多) ①「体系的かつ適切に」とは、養成を目指す法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が、効果的に学習できるように配置されていることをいう。	細分化。現行5-1-1の前半部分。カリキュラムの体系的・適切性を中心に評価する。 同上
5-1-3	法曹倫理を必修科目として開設していること。(合) (注)①「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するにあたり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解、及び裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するにあたり要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。	5-1-3	法曹倫理を必修科目として開設していること。(合) (注)①「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するにあたり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解、及び裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するにあたり要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。	
		5-2	履修	
		5-2-1	学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようになるための取り組みがなされていること。(多)	1. 明確化。2. 評価分野と評価基準の関係整理。カリキュラム全体の履修指導としてカリキュラム分野の評価基準に位置づけを変更した。
5-1-2	履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位以下であること、及び修了の前年度の年次は44単位以下であること。(合)	5-2-2	履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次は44単位を標準とするものであること。(合)	1. 年間履修単位数の上限は、単位の数のみならず、その数にした理由も考慮して判断することとした。2. 明確化。年度について意味を明確にした。順番の繰り下がり。

現行		改定案		理由
第6分野 授業				
6-1	授業	6-1	授業	
6-1-1	学生に対し適切な科目の履修選択ができるよう指導をしていること。(多)	-	削除	評価分野と評価基準の関係整理。第5分野(カリキュラム)に移し、5-2-1とした。
6-1-2	開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業を実施していること。(多) (注)①「効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業を実施している」とは、開設科目の効果的な履修に向け、科目の内容の組立、授業準備、授業そのもの、授業を受けた学生のフォローを含め、各科目で教育効果を高めるための創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるように的確な指示や指導を行うことが重要である。また、法科大学院での教育内容に法的議論能力の養成等が含まれることから、授業の中での双方向・多方向の議論等の工夫が重要となる。	6-1-1	開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。(多)	細分化。現行6-1-2を、「準備・計画」と「実施」に2分し、より緻密に評価できるようにした。
		6-1-2	開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。(多) (注)①「効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されている」とは、開設科目の効果的な履修に向け、予習指示、授業の仕方、授業後のフォロー等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるように的確な指示や指導を行うことが重要である。また、法科大学院での教育内容に法的議論能力の養成等が含まれることから、授業の中での双方向・多方向の議論等の工夫が重要となる。	細分化。現行6-1-2を、「準備・計画」と「実施」に2分し、より緻密に評価できるようにした。
		6-2	理論と実務の架橋	
6-1-3	理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。(多)	6-2-1	理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。(多)	
6-1-4	臨床科目が適切に開設され実施されていること。(多) (注)①「臨床科目」とは、社会で実際に起こっている問題を題材として事例研究や法曹としての対応の仕方を学習する科目をいう。 ②「適切に開設されている」とは、弁護士法等の法令を遵守した形態で開設しているのみならず、実施にあたって依頼者の利益を損なわない、法令違反等の問題を起さぬように適切な段取りを実施していることを含む。	6-2-2	臨床科目が適切に開設され実施されていること。(多) (注)①「臨床科目」とは、社会で実際に起こっている問題を題材として事例研究や法曹としての対応の仕方を学習する科目をいう。 ②「適切に開設されている」とは、弁護士法等の法令を遵守した形態で開設しているのみならず、実施にあたって依頼者の利益を損なわない、法令違反等の問題を起さぬように適切な段取りを実施していることを含む。	

現行		改定案		理由
6-1-5	1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。(多) ①「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加する全ての学生数をいい、本科生、留学生、科目等修生、聴講生等を含む。 ②「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人を標準とし、60人を大幅に超えることのないように適切な努力がなされていることをいう。	—	削除 削除 削除	評価分野と評価基準の関係整理。学習環境の問題として、8-3-1に移した。 同上 同上
第7分野 法曹として必要な資質・能力の養成		法曹に必要な資質・能力の養成		
7-1	法曹として必要な資質・能力の養成	7-1	法曹に必要な資質・能力の養成	
7-1-1	7-1-1 法曹に必要とされるマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。(多) (注)①「法曹に必要とされるマインドとスキル」とは、法曹として社会から期待される機能を効果的かつ適切に果たすために、法曹が備えておくべきマインドやスキルとして、各法科大学院が認識するものをいう。	7-1-1	7-1-1 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。(多) (注)①「法曹に必要なマインドとスキル」とは、法曹として社会から期待される機能を効果的かつ適切に果たすために、法曹が備えておくべきマインドやスキルとして、各法科大学院が認識するものをいう。	
第8分野 学習環境				
8-1	施設及び設備	8-1	施設・設備	
8-1-1	授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。(多)	8-1-1	授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。(多)	
8-1-2	教育及び学習の上で必要な情報源及びその利用環境が整備されていること。(多)	8-1-2	教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。(多)	明確化。
8-2	学生サポート体制	8-2	学生支援体制	
8-2-1	学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。(多)	8-2-1	学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。(多) (注)① 身体的傷害を持つ者や経済的困窮者も就学できるようにするための方策が講じられていることは、本評価基準で評価する。	重複の解消。入学者選抜の開放性(2-3-2)を吸収。 同上。
8-2-2	学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。(多)	8-2-2	学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。(多)	
8-2-3	学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること。(多)	8-2-3	学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること。(多)	

現行		改定案		理由
8-3-1	実社会と接触・交流等を持つための取り組みがなされていること。(多)		削除	重複の解消。臨床教育(6-2-2)、法曹養成教育(7-1-1)で評価する対象事象と重複するので、それらの評価基準で評価することとする。
8-3-2	国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。(多)	8-2-4	国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。(多)	
8-3	適切な学生数	8-3	学生数	
		8-3-1	1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。(合) (注)①「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加する全ての学生の数をいい、本科生、留学生、科目等修生、聴講生等を含む。 ②「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人を標準とし、60人を大幅に超えることのないように適切な努力がなされていることをいう。	評価分野と評価基準の関係整理。現行6-1-5(クラスの人数)。クラス人数の評価は合否判定で十分と判断した。
8-4-1	入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。(多) ①「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。 ②「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。	8-3-2	入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。(合) ①「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。 ②「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。	入学者数と入学定員数とのバランスの評価は合否判定で十分と判断した。
8-4-2	在籍者数が収容定員と適切なバランスがとれていること。(多) (注)①「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。 ②「収容定員」とは、「入学定員」の3倍に相当する人数をいう。	8-3-3	在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。(合) (注)①「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。 ②「収容定員」とは、「入学定員」の3倍に相当する人数をいう。	明確化。8-3-2と表現統一。在籍者数と収容定員数とのバランスの評価は合否判定で十分と判断した。
第9分野 成績評価・修了認定				
9-1	成績評価		成績評価	
9-1-1	厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。(多)	9-1-1	厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。(多)	
9-1-2	成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。(合)	9-1-2	成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。(合)	
9-1-3	成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。(多)	9-1-3	成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。(多)	

現行		改定案		理由
9-2	修了認定		修了認定	
9-2-1	<p>修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること。(多)</p> <p>(注)①「適切に」設定されているとは、修了認定要件としての、必要単位数や履修必要科目(必修科目や選択必修科目)、他学や他の法科大学院等との単位互換条件等が適用される法令に準拠し明確に規定されていることをいう。修了に必要な単位数は93単位以上でなければならず、100単位程度までで設定されることが望ましい。</p>	9-2-1	<p>修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること。(多)</p> <p>(注)①「適切に」設定されているとは、修了認定要件としての、必要単位数や履修必要科目(必修科目や選択必修科目)、他学や他の法科大学院等との単位互換条件等が適用される法令に準拠し明確に規定されていることをいう。修了に必要な単位数は93単位以上でなければならず、100単位程度までで設定されることが望ましい。</p>	
9-2-2	修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。(合)	9-2-2	修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。(合)	
9-2-3	修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。(多)	9-2-3	修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。(多)	